

# 所沢市犯罪被害者等支援条例 を制定しました！

(令和6年4月1日施行)



誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれ、被害者やその家族、遺族になり得る恐れがあります。犯罪の被害に遭われた方やその家族の多くは、十分な支援が受けられず、社会において孤立するケースがあります。

所沢市では、犯罪の被害に遭われた方やその家族が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を図り、犯罪被害者等を支えあう地域社会の形成に寄与することを目的として、令和6年4月1日「所沢市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

## 基本理念

- 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- 犯罪被害者等の支援は、再び平穏な生活を営むことができるよう、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 犯罪被害者等の支援は、その過程において、二次的被害を生じさせることのないよう、十分配慮して行われなければならない。
- 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

## 市民の責務

基本理念にのっとり、次の点について実施するよう努めてください。

- 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性の理解
- 二次的被害（※）や犯罪被害者等を地域で孤立させないことへの配慮
- 本市が実施する犯罪被害者等支援のための施策への協力

## 事業者の責務

基本理念にのっとり、次の点について実施するよう努めてください。

- 二次的被害（※）への配慮
- 本市が実施する犯罪被害者等支援のための施策への協力
- 犯罪被害者等の就労当に対する配慮

※二次的被害とは・・・犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいいます。

**皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。**



## 〈所沢市犯罪被害者等支援条例の支援内容〉

- 相談・情報提供・・・相談のほか、関係部署との連絡や調整を行います。
- 居住の安定のための支援・・・犯罪被害により居住困難となった場合に必要な支援を行います。
- 雇用の安定のための支援・・・事業者の皆様にご理解が深められるよう、必要な施策を実施します。
- 見舞金の支給・・・犯罪被害者のご遺族や重傷病を負われた方に対し、見舞金を支給します。

## 見舞金の種類・支給額・支給対象者

### 遺族見舞金（30万円）

#### <支給対象者>

犯罪行為により死亡した者であって、警察にその被害を報告し、犯罪行為が行われた時に所沢市内に住所を有する方の遺族のうち、第1順位の遺族(※1)の方

(※1) 第一順位の遺族・・・以下の①～⑪の遺族のうち、最も小さい数字の遺族

- (1) ①死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた世帯における②当該死亡被害者の子、③父母、④孫、⑤祖父母及び⑥兄弟姉妹
- (3) (2)に該当しない死亡被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母及び⑪兄弟姉妹

※〇の数字は、支給を受けられる遺族の順位を表しています。

※第1順位遺族が遺族見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族も当該見舞金の申請をすることができません。

#### <申請期限>

死亡を知った日から2年以内。もしくは、死亡した日から7年以内。

### 重傷病見舞金（10万円）

#### <支給対象者>

犯罪行為により重傷病(※2)を負った犯罪被害者本人であって、警察にその被害を報告し、当該犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請するときまで引き続き市民であった方

(※2)重傷病・・・負傷若しくは疾病が治り、その症状が固定する前における当該負傷又は疾病にかかる身体の被害であって、負傷又は疾病の療養期間が一月以上であったこと、かつ三日以上病院に入院したこと。

### <その他の相談機関>

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
・どこに相談していいのかわからないときなど、一度に複数機関の支援を利用できる相談窓口	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター(総合対応電話) TEL：0120-735-001	月曜日～金曜日/ 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始を除く)
・性暴力被害に関する相談 ・付き添い支援、弁護士による法律相談など	アイリスホットライン (性暴力等犯罪被害専用相談電話) TEL：0120-31-8341	365日 24時間対応
・相談窓口や法制度情報などの案内 ・犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介など	法テラス(日本司法支援センター)犯罪被害者支援ダイヤル TEL：0120-079-714	月曜日～金曜日/ 午前9時～午後9時 土曜日/午前9時～午後5時 (祝日、年末年始を除く)

お一人で悩まずに、お気軽にご連絡ください。

問合せ  
相談窓口

所沢市犯罪被害者支援総合的対応窓口（防犯交通安全課防犯対策室）

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL：04-2998-9090 FAX：04-2998-9061

E-Mail：a9090@city.tokorozawa.lg.jp